

市民図書館からのお知らせ

①初心者読み聞かせ講座 **無料**

読み聞かせに携わる人や興味のある人を対象に、読み聞かせの基本やコツを分かりやすく説明します。
 日時:6月18日(火) 午前10時～
 場所:J:COM ホルトホール大分2階 201・202会議室
 定員:100人(先着順)
 講師:佐藤真由美氏(NPO法人県「協育」アドバイザーネットワーク理事)

②データベース講座 **無料**

小学生を対象に、調べ学習に活用できる「ポプラディアネット」の利用方法を学ぶ講座を開催します。
 日時:6月23日(日) 午前10時30分～11時30分
 場所:市民図書館会議室(J:COM ホルトホール大分2階)
 定員:10人(先着順)
 ※申込み:①・②とも直接または電話で、5月15日(水)から市民図書館へ。

市民図書館 ☎576-8241

このコーナーでは、市民図書館が所蔵している新刊を紹介しします。

日本の古典大辞典

加藤 康子:監 あかね書房

学校で習う日本の古典は、難しい、親しみにくいと思われがちです。この本では、現在語訳と関連作品、作品の背景や登場人物の紹介などが、イラストやコラムを交え、分かりやすく解説されています。巻末には“古典を味わうブックガイド”が付いています。

図書館だより



ココロに響く映画の名セリフ

山下 俊樹:著 雷鳥社

映画を見ていて“あ～このセリフ、カッコイイ!”と思ったこと、ありませんか。著名人の名言と同じように映画の中には、人生に勇気を与えてくれるような名セリフがあるのです。この本を読んで、もう一度すてきな映画を見直してみませんか。



人権・同和教育シリーズ **486**

人の生き方を考える

大人として



彼と付き合い始めてちょうど一年目のゴールデンウィーク。彼が以前働いていた飲食店でデートすることになりました。注文をしてふとテレビを見ると、子どもの貧困についてのニュースが流れてきました。わたしは何気なく「親の努力が足りないんじゃないの?わたしなら自分の子どもに辛い思いはさせないわ」とつぶやきました。すると彼が「親の責任?…どんなに頑張ってもどうしようもないこともあるんじゃないの」と言ったのです。

わたしが驚いていると、彼は「実は…」と自分の親のことを話し始めました。親は一生懸命働いていたこと、でも生活には余裕がなかったこと、親に迷惑を掛けたくなくて我慢することが多かったこと、他の家庭をうらやましいと思っていたことなど、初めて聞く話をしたのです。最後に「母さんは、俺のことを考えるから、努力が足りないと思うんだ。だから、努力が足りない…その言葉だ

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です

地域包括支援センターでは、関係機関と連携して、地域の高齢者を保健・医療・福祉などの面から総合的に支援しています。中学校区を基本として、市内に23カ所設置しています。

圏域名(中学校区)	センター名・電話番号
上野ヶ丘	上野ヶ丘地域包括支援センター 513-5103
碩田	碩田地域包括支援センター 560-0437
王子	王子地域包括支援センター 544-1223
大分西	大分西地域包括支援センター 576-8282
南大分	南大分地域包括支援センター 573-6688
城南賀来	城南・賀来地域包括支援センター 545-1030
城東	城東地域包括支援センター 558-6285
滝尾	滝尾地域包括支援センター 567-1720
明野	明野地域包括支援センター 529-5705
原川※1	原川地域包括支援センター 547-8201
鶴崎※2	鶴崎地域包括支援センター 594-1501
大東※3	大東地域包括支援センター 528-7660
東陽※4	東陽地域包括支援センター 524-0892
大在	大在地域包括支援センター 528-9295

圏域名(中学校区)	センター名・電話番号
坂ノ市	坂ノ市地域包括支援センター※5 592-6686
植田	植田地域包括支援センター 542-7147
植田西	植田西地域包括支援センター 576-7573
植田南※6	植田南地域包括支援センター 547-7886
植田東※7	植田東地域包括支援センター※8 568-3310
竹中判田	竹中・判田地域包括支援センター 597-4111
戸次吉野	戸次・吉野地域包括支援センター 586-7170
野津原	野津原地域包括支援センター 586-4020
佐賀関神崎	佐賀関・神崎地域包括支援センター 575-0337

※1 明治北小学校区除きます ※2 別保小学校区除きます
 ※3 明治北小学校区含みます ※4 別保小学校区含みます
 ※5 6月1日(土)に移転します(電話番号は変わりません)
 ※6 寒田小学校区除きます ※7 寒田小学校区含みます
 ※8 5月7日(火)に移転しました(電話番号は変わりません)

介護や支援が必要になったら

介護保険のサービスを利用するためには、要介護(要支援)認定の申請を行い、要支援(1・2)、要介護(1～5)認定を受けることが必要です。認定申請は、長寿福祉課(第2庁舎2階)、各支所、東部・西部保健福祉センターで受け付けています。申請は本人、家族以外にも、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などに代行してもらうことができます。なお、申請の結果、非該当(自立)の認定の場合でも、一般介護予防事業や高齢者福祉サービスを受けられる場合があります。

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
 - 主治医の氏名、医療機関名
 - マイナンバーカードまたは通知カード、マイナンバーを確認できる書類
- ※40歳から64歳の人は、健康保険被保険者証、特定疾病名も必要です。

長寿福祉課 ☎537-5743

65歳以上の人の介護保険料が一部変わります

介護保険料は、本人の所得や世帯の市民税課税状況などに応じて12段階に設定されています。今年度は、介護保険法施行令の改正により、第1～3段階の対象者の保険料が変更になります。(保険料算定の基準となる日は、4月1日です)

第1～3段階の対象者の年間保険料額

	改正前	改正後
第1段階	32,360円	26,970円
第2段階	46,750円	37,760円
第3段階	53,940円	52,140円

詳しくは、お問い合わせください。 **長寿福祉課 ☎537-5741**

介護サービスを「存じ」ですか?

介護保険は、介護や支援が必要となったときに介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。

